

< 案 >

平成25年度実施施策に係る事前分析表

平成 25 年 6 月  
金 融 庁

# 目 次

## 基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 3
- 施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応・・・・・・ 4

## 基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・・・・ 5
- 施策Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・ 8
- 施策Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・ 10

## 基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

- 施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 15
- 施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 18
- 施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備・・・・・・・・・・ 19

## 基本政策Ⅳ 横断的施策

- 施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 施策Ⅳ－２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調・・・・ 22
- 施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備・・・・・・・・・・ 25

## 業務支援基盤の整備のための取組み

### 分野1 人的資源

施策1－(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

### 分野2 知的資源

施策2－(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

### 分野3 その他の業務基盤

施策3－(1) 金融行政における情報システムの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

施策3－(2) 災害発生時における金融行政の継続確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策I-1)

<p><b>施策名</b></p>	<p>金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備</p>				<p><b>担当課室名</b></p> <p>監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。</p>				<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p> <p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日) ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日)等</p>	
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>金融機関の健全性が確保されること</p> <p>政策評価実施予定時期 平成26年8月</p>					
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>	<p><b>参考指標の選定理由</b></p>				
<p>1 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞</p>	<p>・金融機関の健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。</p>				
<p>2 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞</p>	<p>・金融機関の健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。</p>				
<p>3 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施</p>	<p>・金融検査指摘内容 ・金融検査実施件数</p>	<p>・検査が真に効果的な内容であったのか、また、そもそも検査がどの程度実施されたのかを測定するため、「金融検査指摘内容」及び「金融検査実施件数」を参考指標として選定した。</p>				
<p>・金融検査結果事例集の公表実績</p>	<p>・金融検査結果事例集の公表実績</p>	<p>・検査で得られた金融機関にとって有益な情報が、適切に金融機関等に還元されたのかを測定するため、「金融検査結果事例集の公表実績」を選考指標として選定した。</p>				
<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・金融検査評価結果の分布状況</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・金融検査評価結果の分布状況</p>	<p>・検査の結果、どの程度金融システムの健全性が確保されたのか、また、どの程度金融機関において適切な管理態勢が構築されたのかを測定するため、「各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞」及び「金融検査評価結果の分布状況」を参考指標として選定した。</p>				

4 オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進	・金融検査指摘内容			・オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進が検査に適切に生かされているのかを測定するため、「金融検査指摘内容」を参考指標として選定した。		
5 金融機能強化法等の適切な運用	-			-		
6 金融機関の業務継続体制の検証	・金融検査指摘内容			・検査において、金融機関の業務継続体制の検証が適切に行われているのかを測定するため、「金融検査指摘内容」を参考指標として選定した。		
7 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の件数			・当事務事業の実施内容は、金融機関に対する情報セキュリティ対策の向上に役立つ情報提供等の実施を通じて、各金融機関による情報セキュリティ対策向上の主体的な取組みに繋げようとするものである。本事務事業の達成すべき目標に対する効果は間接的なものであることから、左の内容を参考指標として選定した。		
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
モニタリングシステム関係経費		149 (134)	124	138	2	金融機関への効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するための支援システムである、金融庁統合モニタリング・分析システム(モニタリングシステム)の運用・保守等を行う業務。
バーゼルⅡ対応システム関係経費		7 (7)	8	5	2	自己資本比率規制において高度なリスク計測手法を採用する場合には、当局の承認が必要。当該承認審査の際に、銀行が算出する推計値の適切性を検証する統計ソフト等の保守にかかる経費。
金融機関等検査経費		337 (241)	325	323	3	銀行法第25条、その他法令に基づき、銀行等の金融機関の業務運営情况及び資金内容等を把握するために実施する検査に必要な経費。
金融検査手法向上経費		4 (3)	3	3	3	金融検査マニュアルの周知のための広報ツール(パンフレット等)開発や翻訳に使用する経費。
リスク計測参照モデル関係経費		24 (24)	22	23	3	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等経費		102 (1)	50	50	5	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。
金融機能強化法(震災特例)に基づく資本増強の審査等経費		0	80	80	5	金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策I-2)

<p><b>施策名</b></p>	<p>我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p>				<p><b>担当課室名</b></p>	<p>監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。</p>				<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 ・預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言) ・主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>金融システムの安定性が確保されること</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成26年8月</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>2-1 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>・名寄せデータの精度の維持・向上の状況</p>	<p>・預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>		<p>25年度</p>	<p>・万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、実際に保護される預金の払戻し等を円滑に行うという観点から、測定指標として選定した。</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>		<p><b>参考指標の選定理由</b></p>			
<p>1 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備</p>	<p>・各業態の健全性指標 &lt;自己資本比率、不良債権比率等&gt;</p>		<p>・金融システムの健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。</p>			
<p>2-2 円滑な破綻処理のための態勢の整備</p>	<p>・名寄せ検査の実施件数</p>		<p>・名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行っていることから、当該指標を参考指標として選定した。</p>			
<p><b>事務事業に関連する予算等の項目</b></p>	<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>		<p><b>25年度当初予算額(百万円)</b></p>	<p><b>関連する事務事業</b></p>	<p><b>項目の概要等</b></p>	
<p>金融危機管理経費</p>	<p>(参考)レビューシート番号</p>	<p>23年度(百万円)</p>	<p>24年度(百万円)</p>	<p>41</p>	<p>41</p>	<p>2 預金保険法第102条に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策I-3)

<b>施策名</b>	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応				<b>担当課室名</b>	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室	
<b>施策の概要</b>	システミックリスクの未然防止のため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融システムの健全性等に与える影響について認識を深め、金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握した上で、マクロ・ブルーデンスの視点に基づく行政対応を図ることとしている。				<b>目標設定の考え方・根拠</b>	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・ブルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。	
<b>達成すべき目標</b>	システミックリスクの未然防止が図られること				<b>政策評価実施予定時期</b>	平成26年8月	
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
-	-	-	-	-	-	-	
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b>		
-	-	-		-	-		
<b>事務事業</b>	<b>参考指標</b>		<b>参考指標の選定理由</b>				
1 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	・各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>		・金融システムの健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。				
<b>事務事業に関連する予算等の項目</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>	<b>25年度当初予算額(百万円)</b>	<b>関連する事務事業</b>	<b>項目の概要等</b>			
(参考)レビューシート番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)					
-	-	-	-	-			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅱ-1)

<p><b>施策名</b></p>	<p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>		<p><b>担当課室名</b></p>		<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>		<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>		<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。 これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込み詐欺救済法、消費者基本計画(平成22年3月30日)</p>	
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成26年8月</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>
<p>1-1 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<p>・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合</p>	<p>未確定</p>	<p>平成24年度</p>	<p>基準年度より向上</p>	<p>平成25年度</p>	<p>・利用者保護のために、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要である。被害の防止等のためには、金融機関がキャッシュカードのIC化等のセキュリティ対策を講じることが重要であり、その実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。</p>
<p>5-2 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>・振り込み詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率</p>	<p>78.4</p>	<p>平成24年度</p>	<p>前年度と同程度の水準を維持</p>	<p>平成25年度</p>	<p>・平成25年度の主な事務事業の内容において、「振り込み詐欺等の被害者の迅速な回復等のため振り込み詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込み詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として選定した。</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	



事務事業		参考指標			参考指標の選定理由	
1-2 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備		・行政処分の実施状況<内容・件数>			・金融機関が法令に違反し、顧客ニーズに適合した金融サービスが提供されていない事例については、必要に応じて行政処分を行い、改善を図るよう求めているため、行政処分の実施状況(内容・件数)を参考指標として選定した。	
2 当局における相談体制の充実		・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数>			・金融サービス利用者から受け付けた相談等の件数などを考慮し、状況に沿った研修や金融サービス相談員の編成の見直しを行うなど、相談等受付体制の充実を図るため、参考指標として選定した。	
3 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の円滑な運営		・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等>			・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況(受付件数等)については、実際に利用者が金融ADRを利用した結果であり、当局、指定紛争解決機関及び金融機関等による周知活動等の効果を反映するものであるため、参考指標として選定した。	
4 多重債務者のための相談等の枠組みの整備		・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況			・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況については、全国の多重債務者身近で相談を受けられる環境にあるかを計るため、参考指標として選定した。 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況(受付件数等)については、実際の多重債務者による多重債務相談窓口の利用状況を計るため、参考指標として選定した。	
5-2 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応		・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数、無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出・公表件数及び裁判所への申立て及び悪質な違反行為者の認定件数			・利用者保護のため、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要であるため、その被害状況を参考指標として選定した。 ・投資者保護のため、無登録業者等による未公開株取引、ファンド等の販売・勧誘及び無届募集等という重大な金商法違反行為に対する厳正かつ適切な対応は重要な取組みであることから、無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数、無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出・公表件数及び裁判所への申立て及び悪質な違反行為者の認定件数を参考指標として選定した。	
事務事業に関連する 予算等の項目		補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
	(参考) レビューシ ト番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費		5 (2)	18	17	1	貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。

貸金業者情報検索サービス運用経費		25 (15)	8	8	2	金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。
振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費		-	-	3	5-2	返金制度周知に係るリーフレット及び、犯罪被害者等支援事業周知に係るリーフレット・ポスターの印刷等経費
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費		0.4 (0.03)	0.5	0.4	3	金融トラブル連絡調整協議会の委員である有識者への諸謝金及び旅費等。
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費		9 (6)	9	9	4	改正貸金業法に係る制度の周知並びに多数の多重債務者及び今後多重債務に陥る可能性がある者への周知のための、ポスター等の作成に係る印刷製本費及び発送に係る通信運搬費。
証券取引等監視委員会一般事務費【再掲】		-	-	-	5-2	海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等の証券取引等監視委員会所掌の一般事務を行うもの。
検査等一般事務費【再掲】		-	-	-	5-2	金融商品取引業者等に対して、証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、必要に応じ金融庁に対し勧告を行い、また、無登録業者等に対しては、金融商品取引法第187条に基づく調査を実施し、必要に応じ同法192条による裁判所への申立てを行うもの。
証券取引等監視経費(課徴金調査等経費)【再掲】		-	-	-	5-2	不公正取引に対して、迅速・効率的な取引調査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行い、また、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては、迅速・効率的な開示検査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行うもの。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅱ-2)

<p><b>施策名</b></p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>		<p><b>担当課室名</b></p>		<p>監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善と事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしている。</p>		<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>		<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。 【根拠】 日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律(平成25年2月26日成立、3月6日公布、3月18日施行)、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)等</p>	
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成26年8月</p>		
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>
<p>2 地域密着型金融の促進</p>	<p>・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価</p>	<p>集計中</p>	<p>24年度末</p>	<p>積極的評価の割合が24年度に比べ上昇</p>	<p>25年度末</p>	<p>地域金融機関の利用者等からの評価を把握し、その後の監督対応に活用していくことが重要であることから、地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価を指標として選定した。</p>
<p>3 中小企業の経営改善と事業再生支援</p>	<p>・貸出態度判断D. 1.</p>	<p>3</p>	<p>25年3月</p>	<p>24年3月期に比べプラス判断</p>	<p>26年3月</p>	<p>中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、金融機関の貸出態度を測定指標として選定した。</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>	<p><b>参考指標の選定理由</b></p>				
<p>1 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p>	<p>—</p>	<p>—</p>				

3 中小企業の経営改善と事業再生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務局・財務事務所の中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況</li> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・法人向け規模別貸出残高(日本銀行「預金・現金・貸出金」)</li> <li>・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績(金額)</li> <li>・金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績</li> <li>・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の中小企業向け説明会の開催実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況、貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況、法人向け規模別貸出残高、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績、金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の中小企業向け説明会の開催実績を参考指標として選定した。</li> </ul>				
4 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	-	-				
5 金融機能強化法の適切な運用	-	-				
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
関係機関等との連携強化に必要な経費		3 (2)	3	5	2	本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施 当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加
個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費		1,067 (27)	633	346	3	東日本大震災において被災し、既往債務を弁済できなくなった個人債務者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用する際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊に要する費用の補助)
被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費以外)		19 (12)	42	35	3	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を含む被災者支援施策に係る周知・広報の実施
被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費)		1 (1)	2	1	3	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を含む被災者支援施策に係る周知・広報の実施
円滑化法の期限到来を踏まえた中小企業等への支援に関する経費		-	-	22	3	金融機関による中小企業の事業再生・新規開業に係る支援策、成長が見込まれる企業へのエクイティ資金の供給などの効果的な経営支援手法について調査研究等を実施するとともに、当該調査研究の成果を周知、情報交換を実施するための勉強会、セミナーを各地域で開催する。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)等</li> </ul>
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること				政策評価実施予定時期	平成26年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-		-	-	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由				
<p>1 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 投資信託・投資法人法制の見直し(継続)</li> <li>ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> <li>・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論の進捗状況</li> </ul>	<p>・顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の評価を行うにあたっては、達成度を測る適当な指標がないため、制度の新設・見直しに係る進捗状況及び制度・環境整備に向けて金融サービスの見直しを行うワーキング・グループの議論の進捗状況を参考指標として選定した。</p>				
<p>2 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NISA(日本版ISA)の口座開設数</li> </ul>	<p>・個人の金融資産のポートフォリオその他の状況は、市場動向をはじめとする様々な要因に影響されるものであり、本事務事業の達成度を測る上で適当な指標はないが、NISAの利用動向の一端を示す口座開設数を参考指標として選定した。</p>				
事務事業に関連する予算等の項目	(参考)レビューシート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等
金融税制調査等経費		7 (7)	7 (7)	7	1、2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査・外国制度調査
金融税制広報等経費		0 (0)	0 (0)	4	1、2	NISAをはじめとする金融税制に係る周知・広報

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅲ-1)

<p><b>施策名</b></p>	<p>市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>				<p><b>担当課室名</b></p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するため、店頭デリバティブ取引及び国債取引・貸株取引に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。 また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>				<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。 また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】 ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日)</p>	
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>				<p><b>政策評価実施予定時期</b></p>	<p>平成26年8月</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>		<p><b>参考指標の選定理由</b></p>				
<p>1 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p>	<p>・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況</p>		<p>・本事務事業については、店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築に向け、所要の制度整備に取り組むことから、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無い場合、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況を参考指標として選定した。</p>				
<p>2 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p>	<p>・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況</p>		<p>・本事務事業については、国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け、金融庁が市場参加者による取組みをサポートすることとしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標がなく、市場参加者による国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況が参考となるため、参考指標として選定した。 ・国際的な議論を踏まえた清算機関等への適切な監督の評価を行う際には、国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況が参考となるため、参考指標として選定した。</p>				

3 EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・EDINETサイトへのアクセス件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率等を参考指標として選定した。</li> </ul>				
事務事業に関連する 予算等の項目		補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
	(参考) レビュー シート番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム(仮称)関係経費		-	-	72	1	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステムを構築するもの。
有価証券報告書等電子開示システム整備経費		833 (833)	833	397	3	有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。
業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費		337 (328)	806	670	3	現行のEDINETについて、利用者の要望等を踏まえ、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のためのシステム開発を行い、機能の拡充を図るもの。
次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の運用に必要な経費		-	281	615	3	次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。
制度改正等へ対応するための経費		15 (5)	14	14	3	金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、システム改修を行うもの。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備				担当課室名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室	
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。				目標設定の考え方・根拠	<p>日本経済再生に向けた緊急経済対策においては、「アジアNo.1市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組む」とされている。</p> <p>また、規制改革が成長戦略の一丁目一番地として位置づけられたことを踏まえ、金融分野についても経済活性化につながるよう、新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みを検討するほか、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】 ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)等</p>	
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-			-	-	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1 「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律が昨年9月に成立・公布されたことを踏まえて同法施行までに関係政府令の整備を行うこととしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。					
2 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、新規・成長企業へのリスクマネーの供給のための仲介機能を強化し、産業に新たな血が入るよう支援するため等の制度整備に取り組むこととしており、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。					
3 不動産投資市場の活性化	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、J-REIT市場の活性化のための制度整備を推進することとしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。					
4 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	-	-					



事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
-	-	-	-	-	-	-

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅲ-3)

<p><b>施策名</b></p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p>		<p><b>担当課室名</b></p>		<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を行うほか、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境整備を図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている。</p>		<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>		<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(平成21年6月30日) ・G20サミット首脳声明(平成21年9月24日、25日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(平成23年6月21日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成23年12月15日) ・証券取引等監視委員会による建議「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」(平成23年12月20日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」(平成24年7月2日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成24年12月25日)</p>	
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>		<p>平成26年8月</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>		<p><b>参考指標の選定理由</b></p>			
<p>1 不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用</p>	<p>・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</p>		<p>・本事務事業については、インサイダー取引規制に関する制度及び不公正取引を抑止するための制度について所要の整備を行うこととしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。</p>			
<p></p>	<p>・課徴金納付命令等の実績&lt;内容・件数&gt;</p>		<p>・不公正取引に対する課徴金制度の運用状況の把握に資するため、課徴金納付命令件数等を参考指標として選定した。</p>			
<p>2 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>・課徴金納付命令等の実績&lt;内容・件数&gt;</p>		<p>・虚偽記載、不提出等の違反行為に対する課徴金制度の運用状況の把握に資するため、課徴金納付命令件数等を参考指標として選定した。</p>			

3 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	・企業会計審議会等の開催状況 等	・国際的に高品質な会計基準の適用に向けた取組み状況の把握に資するため、国際会計基準の適用のあり方について議論をしている企業会計審議会等の開催状況を参考指標として選定した。				
	・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況	・国際的に高品質な会計基準の設定状況の把握に資するため、企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況を参考指標として選定した。				
	・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績	・国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進状況の把握に資するため、国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績を参考指標として選定した。				
	・IFRS任意適用の会社数	・国際的に高品質な会計基準の適用に向けた取組み状況の把握に資するため、IFRS任意適用の会社数を参考指標として選定した。				
4 包括的かつ機動的な市場監視	・取引審査実施状況<内容・件数>	・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、不公正取引の疑いのある取引等の審査件数を参考指標として選定した。				
	・情報受付状況<内容・件数>	・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報の受付件数を参考指標として選定した。				
5 クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応	・取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、不公正取引に対する勧告件数を参考指標として選定した。				
6 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施						
7 ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、開示検査に係る検査終了件数及びディスクロージャー違反に対する勧告件数を参考指標として選定した。				
8 犯則事件に対する厳正な調査の実施	・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、犯則事件に対する告発件数を参考指標として選定した。				
9 自主規制機関との適切な連携	-			-		
10 市場参加者の規律強化に向けた取組み	・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数>	・法規制や自主規制ルールの整備への寄与状況の把握に資するため、検査・調査等の市場監視活動から得られた検討課題等についての建議件数を参考指標として選定した。 ・市場規律の強化に向けた取組みへの寄与状況の把握に資するため、不公正取引の未然防止を図ることを目的とした市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施件数を参考指標として選定した。				
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
企業財務諸制度調査等経費		47	43	38	3	・国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。
証券取引等監視委員会一般事務費		50 (31)	33	85	4、5、 6、7、8	・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等の証券取引等監視委員会所掌の一般事務を行うもの。

証券取引等監視経費 (証券取引審査経費)		0.7 (0.3)	0.4	0.4	4	・金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不正取引の疑いのある取引について取引審査を行うもの。
証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費)		18 (18)	38	47	5、6、7	・不公正取引に対して、迅速・効率的な取引調査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行い、また、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては、迅速・効率的な開示検査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行うもの。
証券取引等監視経費 (犯則調査経費)		147 (87)	109	108	5、8	・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、犯則調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行うもの。
課徴金制度関係経費		4 (-)	3	3	1、2	・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅲ-4)

<b>施策名</b>	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				<b>担当課室名</b>	証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課
<b>施策の概要</b>	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態を把握を図ることとしている。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況を適切にフォローアップを図ることとしている。				<b>目標設定の考え方・根拠</b>	市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引法第51条、第56条2項 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
<b>達成すべき目標</b>	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること				<b>政策評価実施予定時期</b>	平成26年8月
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
-	-	-	-	-	-	-
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
-	-	-		-	-	
<b>事務事業</b>	<b>参考指標</b>		<b>参考指標の選定理由</b>			
1 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施	・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>		・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、金融商品取引業者等に対する行政処分の実施件数を参考指標として選定した。			
	・証券検査実施状況<内容・件数>		・市場仲介機能が適切に発揮されるためには、より多くの金融商品取引業者等について業務の実態を把握するための検査を実施する必要があることから、証券検査の実施状況を参考指標として選定した。			
2 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数>		・市場仲介機能が適切に発揮されるためには、金融商品取引業者等の重大な法令違反等が認められた場合は行政処分等を行うことが重要であるから、行政処分等の勧告の実施状況を参考指標として選定した。			
	・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>		・市場仲介機能が適切に発揮されるためには、金融商品取引業者等の法令違反等が認められた場合は指摘を行い、改善を促すことが重要であるから、法令遵守等の不備に係る通知の実施状況を参考指標として選定した。			
<b>事務事業に関連する予算等の項目</b>	<b>(参考)レビューシート番号</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>25年度当初予算額(百万円)</b>	<b>関連する事務事業</b>	<b>項目の概要等</b>
		<b>23年度(百万円)</b>	<b>24年度(百万円)</b>			
検査等一般事務費		21 (13)	27	27	1	金融商品取引業者等に対して、証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、必要に応じ金融庁に対し勧告を行い、また、無登録業者等に対しては、金融商品取引法第187条に基づく調査を実施し、必要に応じ同法192条による裁判所への申立てを行うもの。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備				担当課室名	公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室	
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第1条、第1条の2等	
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-		-	-		
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1 監査基準等の整備に係る対応	・監査基準等の策定状況	・監査基準等の整備に係る対応状況を把握するため、監査基準等の策定状況を参考指標として選定した。					
2 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>	・公認会計士等の非違事例等について、法令に基づき処分を行うことは、類似事案の抑止等、適切な監督を実施する観点から重要であるため、当該指標を選定している。					
3 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数>	・品質管理レビューの審査結果等に基づき、監査法人に対して検査を実施し、問題点を指摘することは、我が国の監査の品質の向上に資するものと考えられるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、審査・検査などの実施件数を参考指標として選定した。					
4 海外監査監督当局との協力・連携	・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む)	・二国間協議の実施など、諸外国の監査監督当局との連携を強化することは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えられるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、意見交換の実績を参考指標として選定した。					
5 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	-	-					

事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)			
公認会計士試験実施経費		※80 (74)	78	78	5	・公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。 ※流用額1,865千円含む
懲戒処分経費(参考人等旅費)		0 (-)	0	0	2	・公認会計士・監査法人に懲戒処分に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任。)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、公認会計士・監査法人に対して行うものであるが、必要に応じて、専門家の意見を求めるとの観点等から、参考人に来庁を要請することもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。
課徴金制度関係経費		2 (-)	2	1	2	・公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費		32 (13)	32	27	3、4	・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費(職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費)。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅳ-1)

<p><b>施策名</b></p>	<p>国際的な政策協調・連携強化</p>				<p><b>担当課室名</b></p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>国際的な金融規制改革に積極的にし、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、各国・地域との連携・交渉等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応などの取組みを図ることとしている。</p>				<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>		<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。  【根拠】 ・G20ロスカボス・サミット首脳宣言(平成24年6月)等</p>
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>国際的な金融規制改革に積極的にし、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること。</p>				<p><b>政策評価実施予定時期</b></p>	<p>平成26年8月</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>		<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>		
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>			<p><b>参考指標の選定理由</b></p>			
<p>1 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 2 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況</p>			<p>・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができないが、一方で、左記の状況を確認することにより、日本の国際会議への積極的な参画・貢献等の状況を一定程度把握することができるため、参考指標として選定した。</p>			
<p><b>事務事業に関連する予算等の項目</b></p>	<p>(参考)レビューシート番号</p>	<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>		<p><b>25年度当初予算額(百万円)</b></p>	<p><b>関連する事務事業</b></p>	<p><b>項目の概要等</b></p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>23年度(百万円)</p>	<p>24年度(百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	



平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策IV-2)

<p><b>施策名</b></p>	<p>アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p>				<p><b>担当課室名</b></p>	<p>総務企画局総務課国際室</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込むため、アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等の取組みを図ることとしている。</p>				<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開の円滑化を通じ、アジアの成長力を取り込む必要がある。                  こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びにアジアの成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促していく。                  また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。                  【根拠】                  ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)</p>
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成26年8月</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>測定指標</b></p>	<p><b>目標</b></p>			<p><b>目標年度</b></p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>事務事業</b></p>	<p><b>参考指標</b></p>			<p><b>参考指標の選定理由</b></p>		
<p>1 アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>・技術支援の実施状況                  ・金融協議の開催状況</p>			<p>・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができないため、アジア諸国に対するセミナー等の技術協力の実施状況や、金融規制の緩和を求める金融協議の開催状況を参考指標として選定した。</p>		
<p><b>事務事業に関連する予算等の項目</b></p>	<p>(参考)レビューシート番号</p>	<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>		<p><b>25年度当初予算額(百万円)</b></p>	<p><b>関連する事務事業</b></p>	<p><b>項目の概要等</b></p>
<p>金融政策推進に必要な経費                  -アジアの金融インフラ整備支援事業</p>		<p>23年度(百万円) 50(33)</p>	<p>24年度(百万円) 32</p>	<p>33</p>	<p>1</p>	<p>・アジアの金融インフラ整備支援のための現地調査、セミナー開催等。</p>
<p>経済協力に必要な経費                  -新興市場国を対象とした金融行政研修                  -国際開発金融機関協力経費</p>		<p>105(94)</p>	<p>101</p>	<p>103</p>	<p>2</p>	<p>・金融行政担当者を対象とした研修事業の実施。                  ・各国際機関(OECD、IAIS、IOSCO)の新興市場国向け技術支援のための拠出金。</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課		
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】 ・第1回規制改革会議における総理大臣挨拶(平成25年1月24日)、 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)等		
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
—	—	—	—	—	—	—		
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
—	—	—		—	—			
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由						
1 規制・制度改革の推進	・金融業界との意見交換会等の実施実績	・金融サービス提供者の要望等を把握する機会となる意見交換会等の実施状況を示すものであるため、金融業界との意見交換会の実施実績を参考指標として選定した。						
2 事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数	・金融行政の透明性・予測可能性の向上に資する制度等の活用状況を示すもので、金融サービス提供者の積極的な事業展開を可能にする環境の整備について進捗評価の参考となるため、ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数を参考指標として選定した。						
3 官民による持続的な対話の実施	・官民ラウンドテーブル作業部会の開催実績	・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民の実務家が同じ目線に立って課題と目標を設定し、その達成を目指す機会となる官民ラウンドテーブル作業部会の実施状況を示すものであるため、官民ラウンドテーブル作業部会の開催実績を参考指標として選定した。						
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等			
	(参考) レビュー シート番号	23年度 (百万円)						24年度 (百万円)
官民ラウンドテーブルでの議論に向けた実態等の調査経費		—	—	13	3	我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していく場である官民ラウンドテーブルにおける議論に資する調査を行うもの。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策IV-4)

<b>施策名</b>	金融行政についての情報発信の強化				<b>担当課室名</b>	総務企画局政策課広報室
<b>施策の概要</b>	金融行政についての情報発信を強化するため、金融行政に関する広報を充実するための取組みを図ることとしている。				<b>目標設定の考え方・根拠</b>	透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わる事が重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。 とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進んでいる分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。
<b>達成すべき目標</b>	金融行政についての情報発信を強化すること				<b>政策評価実施予定時期</b>	平成26年8月
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
-	-	-	-	-	-	-
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>目標</b>		<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
-	-	-		-	-	
<b>事務事業</b>	<b>参考指標</b>		<b>参考指標の選定理由</b>			
1 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数</li> <li>金融庁ウェブサイトの(英語版)の報道発表件数及びアクセス件数</li> <li>金融庁Twitterの発信回数及びフォロワー数</li> </ul>		金融行政に関する様々な広報活動のうち、定量的に把握が可能なため、参考指標として選定した。			
<b>事務事業に関連する予算等の項目</b>	<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>24年度当初予算額(百万円)</b>	<b>関連する事務事業</b>	<b>項目の概要等</b>	
	<b>22年度(百万円)</b>	<b>23年度(百万円)</b>				
資金決済法に基づく払戻手続周知に必要な経費	-	-	1	1	資金決済法に基づく前払式支払手段の払戻手続について、ポスターの作成・掲示等保有者への一層の周知を図るもの。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策Ⅳ-5)

施策名	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備				担当課室名	総務企画局政策課	
施策の概要	金融リテラシーが向上するため、金融経済教育の推進に係る取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融トラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。</li> <li>・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を鑑別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。</li> <li>・現在、我が国の約1,500兆円に上る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産(株式、債券等)への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資するものと考えられる。</li> </ul> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者基本計画(平成22年3月閣議決定)</li> <li>・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)</li> <li>・金融経済教育研究会報告書(平成25年4月30日公表)</li> </ul>	
達成すべき目標	金融経済リテラシーが向上すること				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.6	23	50	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活設計を行う上では、金融の基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するなど金融リテラシーを身につける必要があるため、測定指標として選定した。</li> <li>・国民の半数が生活設計を有する家計となることを目標として設定した。</li> </ul>	
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及			24	金融所品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックを広く配布した。	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムの開催実績</li> <li>・ガイドブックの配布実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムに参加した方が、金融知識習得の必要性等を感じ、シンポジウムの内容を理解することにより、金融リテラシーの向上に寄与すると考えられるため、参考指標として選定した。</li> <li>・金融知識をまとめたガイドブック等が広く普及・活用されることにより、金融リテラシーの向上に寄与すると考えられるため、参考指標として、選定した。</li> </ul>					
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
金融行政の推進に必要な経費		41 (20)	26	13	1	金融経済教育の充実を図るためのシンポジウムの開催、ガイドブック等の整備・普及	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策1-(1))

<b>施策名</b>	金融行政を担う人材の確保と資質の向上				<b>担当課室名</b>	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室
<b>施策の概要</b>	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。また、引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。				<b>目標設定の考え方・根拠</b>	高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】 ・ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上) ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日)
<b>達成すべき目標</b>	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること				<b>政策評価実施予定時期</b>	平成26年8月
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
-	-	-	-	-	-	-
<b>事務事業</b>	<b>測定指標</b>	<b>目標</b>			<b>目標年度</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
-	-	-			-	-
<b>事務事業</b>	<b>参考指標</b>	<b>参考指標の選定理由</b>				
1 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	・研修の実施状況 ・人材派遣等の状況 ・民間専門家の在職者数	・国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図ることとしていることから、「研修の実施状況」を参考指標として選定した。 ・国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図ることとしていることから、「人材派遣等の状況」を参考指標として選定した。 ・これまでも、高い専門知識を有する人材を積極的に任用する方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の専門家を積極的に採用・登用してきていることから、「民間専門家の在職者数」を参考指標として選定した。				
<b>事務事業に関連する予算等の項目</b>		<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>25年度当初予算額(百万円)</b>	<b>関連する事務事業</b>	<b>項目の概要等</b>
	(参考)レビューシート番号	<b>23年度(百万円)</b>	<b>24年度(百万円)</b>			
-	-	-	-	-	-	-

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策2-(1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用				担当課室名	総務企画局企画課研究開発室		
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。		
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-	-	-	-	-		
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-			-	-		
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由						
1 金融行政の参考となる調査研究の実施	・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数)	・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用するため、参考指標として選定した。						
2 産・官・学の連携強化	・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績	・産・官・学の人材交流等をしつつ調査研究を進めるため、参考指標として選定した。 ・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催することで、産・官・学の交流の機会を設定しつつ、学術的成果の金融行政・実務への導入・活用及び金融行政・実務の問題・関心・実情の学界へのインプットという双方向の議論を行うことで、更なる連携強化を図るため、参考指標として選定した。						
事務事業に関連する予算等の項目	(参考)レビューシート番号	補正後予算額(執行額)	25年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等			
金融庁共通費(国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費)		23年度(百万円) 16 (10)	24年度(百万円) 15	13	1、2	・諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、産官学を中心とした国際コンファレンスを開催。 ・研究官・特別研究員の研究テーマについて、各界の有識者及び庁内職員を集め、情報収集と議論を重ねる研究会等を発足・運営する。 ・特別研究員等の調査・研究を研究成果報告書として取りまとめる。取りまとめた研究成果報告書については、研究をより有益なものへと高め、金融庁内外を問わず議論を喚起することが重要であることから、金融研究センターウェブサイトに掲載し積極的に情報発信を行う。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策3-1)

施策名	金融行政における情報システムの活用		担当課室名		総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	
施策の概要	早期に最適化を実施し、業務の効率化を図るため、情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化、情報セキュリティ対策の推進のための取組を図ることとしている。また、その取組みに併せて情報システム調達の適正化を推進することとしている。		目標設定の考え方・根拠		<p>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】                      ・「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>「情報セキュリティ2012」(平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定)において、「新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。</p> <p>【根拠】                      ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)等</p>	
達成すべき目標	1 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 2 情報セキュリティ対策の推進を図ること		政策評価実施予定時期		平成26年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 業務・システムの最適化の実施  (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」  (イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」  (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」	①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮  (ア)単年度で約2.1億円(平成27年度以降の3年間で約6.2億円)の経費の削減及び約9,450日(平成27年度以降の3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。  (イ)単年度で約1.6億円(平成26年度以降の4年間で約6.4億円)の経費の削減が見込まれる。  (ウ)単年度で約22.5百万円(平成26年度以降の4年間で約90百万円)の経費の削減及び約100日(4年間で約400日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	7.0億円;-  7.3億円  5.54億円;-	平成20年度  平成24年度  平成20年度	4.9億円:約9,450日  5.7億円  5.32億円;100日	平成29年度  平成29年度  平成29年度	・最適化計画の改定時に現行システムからの経費削減等による効果を目標準として選定した。

事務事業		測定指標			目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
2 情報セキュリティ対策の推進		・技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況			・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する。	—	・実施状況の適切性を判断するためには、実際に発生した情報セキュリティ事案への対応状況を評価することが必要なため、測定指標として選定するとともに、目標として設定した。
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
金融庁業務支援統合システムの開発 に必要な経費		280 (280)	210	0	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁の主要業務である金融検査及び監督業務と証券取引等監視等に関する業務について、「金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(平成18年3月28日決定、平成20年8月7日改定、平成23年5月16日改定)を策定した。</li> <li>・本計画の狙いとしては、金融・証券市場の環境変化に迅速かつ柔軟に対応するために、業務・システムを見直し、IT(情報技術)を活用して関連部局間での情報連携を強化するなどにより、業務の一層の効率化を推進することにある。</li> <li>具体的には、情報の利用を高度化する仕組みとして、金融検査・監督・証券取引等監視の3業務のデータベースの統合等を行い、関係部局間において情報の適時利用や情報連携の強化を行うこと等により、業務効率の向上を図ることとしている。</li> <li>・当該予算要求により、平成27年度中の全面稼働に向けてシステムの設計・開発を実施していくものである。</li> </ul>	



平成25年度実施施策に係る事前分析表

金融庁25(施策3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保				担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課	
施策の概要	「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、その実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】 ・「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月策定、平成22年1月修正中央防災会議)	
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-		-	-		
事務事業	参考指標			参考指標の選定理由			
1 災害等発生時における金融行政の継続確保	・「金融庁業務継続計画」の改定状況			・本計画は、金融システムを巡る環境の変化や金融庁の組織の変更等を踏まえ、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行うことを検討することとしているため、参考指標として選定した。			
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
-	-	-	-	-	-	-	